平成２０年度　第３回　新潟市地域包括支援センター運営協議会

次　　第

平成２０年１２月３日（水）午後３時００分～
新潟市役所　第１分館３階　１－３０１会議室

１　開　会

２　議　事

（１）平成２１年度以降の地域包括支援センターの実施方法について

（２）その他

３　閉　会

平成２０年度　第３回新潟市地域包括支援センター運営協議会　席次

平成２０年１２月３日（水）午後１時３０分～
市役所第１分館３階　１－３０１会議室

加藤会長

藤本委員
細道委員
堀田委員
本間委員
松島委員
築取委員
山田委員
吉田委員
渡邊委員

石原委員
岩橋委員
上村委員
神成委員
木滑委員
高橋委員
土田委員
仁多見委員
樋熊委員

事務局

司会者　　高齢介護課長　　事務局職員

出入口

報道席	傍　聴　席

資　料　１
平成２０年度　第３回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２０年１２月３日開催

平成２１年度以降の地域包括支援センターの実施方法について

１．委託先について

（１）現　状

平成１８年度の介護保険制度の改正に伴い地域包括支援センターを設置し運営が行なわれてきたもので，新制度発足当初から２年半が経過している。これまで各地域包括支援センターの取り組みにより，ようやくセンターの事業や活動に対する認知や地域でのネットワークが築かれてきている。

また，これまで介護保険制度は計画年次に合わせ，３年ごとの見直しがなされてきたところであるが，２１年度については，地域包括支援センターの業務も含め制度について大きな見直しの予定はない。

（２）２１年度以降の委託先の選定について

① センターや法人の職員が替わることにより，支援を実施している地域の要支援者や特定高齢者との関係に混乱を生じさせる恐れがある。

② 制度発足からこれまで構築された地区の民生委員をはじめ地域の関係機関とのネットワークが阻害され，地域包括支援センターの地域における包括ケアを支える拠点としての位置づけが損なわれる恐れがある。

③ 以上の理由により，現在受託している法人から特に辞退の無い限り，現在の運営法人に引き続き委託を継続することが望ましい。

④ 「関屋・白新・寄居・二葉・舟栄圏域」を分割した圏域については，現行の地域包括支援センターが舟栄中学校区に設置されているため,「関屋･白新圏域」に新センターを設置し，「寄居・二葉・舟栄圏域」については，現在の運営法人に引き続き委託を継続する方向で検討する。

⑤ 新しく設置する「関屋・白新圏域」における地域包括支援センターの委託先については，平成１７年度制度発足時と同様に受託希望者の公募を実施し，運営協議会において受託者の選定を行なう。

（３）現行地域包括支援センターの運営状況の確認

各地域包括支援センターに対し，２１年度以降についても事業受託の意向を確認し，継続の意向のあった法人に対し，これまでの実施状況についての調査・評価を実施し，その結果を運営協議会へ報告し，各法人の委託継続についての意見をいただく。

意向確認の結果，辞退する圏域については，新設センターと同様に公募を実施する。

２．今後の進め方

１２月上旬　～　　各法人への意向確認
１２月第４週（22～26 日）　運営協議会開催（公募圏域，公募要領等について）
１２月末　　公募手続き開始　　H21.１月上旬　説明会　　１月末　提出期限
２月中旬　　運営協議会開催（選定委員会）
２月下旬～　　引継等開設準備